

1. 財形貯蓄ご担当者さま

■お問い合わせ先

勤務先番号が5桁の数字のみの事業主さま (06-6833-4681)

事業主番号が数字とアルファベットの事業主さま (03-5435-3341)

No.	Q	A
1	現在の財形貯蓄の利率を教えてください。	三井住友信託銀行のホームページにてご確認ください。 (https://www.smtb.jp/personal/saving/storage)
2	残高を確認したいのですがどうすればいいですか。	<p>ご加入者様へ半年に一度お送りしております「財産形成信託のお知らせ」(※1)または「財産形成貯蓄明細のお知らせ」(※2)にてご確認ください。</p> <p>財形ダイレクトご契約のご加入者様は以下の方法でも確認いただけます。 インターネットバンキング ⇒当社ホームページよりログインください ※財形ダイレクトは当社とご契約をいただいている事業主様が対象となります。</p> <p>※1 勤務先番号が5桁の数字のみの事業主さま向け ※2 事業主番号が数字とアルファベットの事業主さま向け ※3 加入者明細を送付させていただいております事業主さまの場合は、ご担当者様でもご確認ください。</p>
3	従業員が退職することになりました。再就職先で財形貯蓄を継続したいとの申し出がありますが可能ですか。	<p>可能です。旧事業主さまからは「退職等に関する通知書」のご提出をお願いいたします。 ご契約者の方へは、新事業主の財形ご担当者さまへお申し出いただきますようご案内をお願いいたします。</p> <p>具体的なお手続き方法につきましては、ご加入者さま用の Q&A をご参照ください。</p>

4	「財産形成年金信託非課税 限度超過チェック一覧表」、 「財産形成住宅信託非課税 限度額超過予定者一覧表」 が届いたが、見方を教えて 欲しい。	「 財形非課税限度額管理資料 」をご確認ください。
---	---	---

2. 財形ご加入者さま

No.	Q	A
1	住所変更・氏名変更・積立金額変更・全部解約の手続き方法について教えてください。	財形所定の手続書類をお勤め先経由で金融機関へご提出いただきます。お勤め先により手続書類の定めがある場合や、提出期限など設けられている場合があることからお勤め先のご担当者さまへお問い合わせください。
2	一般財形を一部払出する方法について教えてください。	<p>財形ダイレクトご契約の方は、インターネットバンキング(当社 ホームページ よりログイン)にてお手続きください。 一部払出後の資金は財形ダイレクト申込時に設定した普通預金口座に入金されます。</p> <p>財形ダイレクトをご契約でない場合は、お勤め先のご担当者様へお問い合わせください。 ※財形ダイレクトはお勤め先と当社との契約により、ご利用できない場合がございます。</p>
3	住宅財形を払出時の要件について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形加入者ご自身が居住するための新築または中古の住宅の取得にかかる費用であること(セカンドハウス、土地のみの購入の費用は対象外)。あるいはご自身が居住する住宅の一定の増改築等工事(※)にかかる費用であること。 ・ 払出ができる金額は住宅の取得等に要した費用の範囲内です。 なお、増改築等の場合は工事費用が75万円超であることが必要です。 ・ 当該住宅がご本人名義であること。共有名義の場合は持ち分に応じた費用以内です。 ・ 面積が 50 m²以上であること。(登記事項証明書上の面積)ただし、新築または建築後使用されたことのない住宅の取得をした場合で、当該住宅が令和 5 年 12 月 31 日までに建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたものであるときは床面積は40m²以上。(登記事項証明書上の面積) ・ 中古住宅の取得の場合、昭和 57 年 1 月 1 日以後建築されたものであること。 <p>(※)増改築工事が適格払い出しに該当するかどうかについては、Q.5にあります増改築工事証明書等を発行する建築士・工事施工者等にご確認をお願いいたします。</p>

4	住宅財形を払出する方法について教えてください。	<p>住宅の取得を確認するための書類を払出の申請書類と一緒に提出いただく必要があります。</p> <p>1. 1回のみで払い出す方法(取得後払出) 住宅の取得の後、1年以内に払出</p> <p>2. 2回に分けて払い出す方法(取得前払出・取得後払出) 住宅の取得の前に残高の90%以内または取得費用のいずれか低い額を払出、その後、住宅の取得の日から1年以内に残額を払出</p>
---	-------------------------	--

5	住宅の取得等を確認するための書類について教えてください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新築・購入</th> <th>増改築等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得前払出</td> <td>①住宅の建設工事請負契約書の写 または 住宅の売買契約書の写</td> <td>①住宅の増改築等に係る工事の請負契約書</td> </tr> <tr> <td>取得後払出</td> <td>①住宅の建設工事請負契約書の写 または 住宅の売買契約書の写 (取得前払出で提出されている場合は不要です。) ②住宅の登記簿謄本または抄本あるいは登記事項証明書の写 ③住民票の写し(コピー不可) または 住民票記載事項証明書 ④必要があるときご提出をお願いする書類 領収証等 耐震基準適合証明書の写</td> <td>①住宅の増改築等に係る工事の請負契約書 (取得前払出で提出されている場合は不要です。) ②住宅の登記簿謄本または抄本あるいは登記事項証明書の写 ③住民票の写し(コピー不可) または 住民票記載事項証明書 ④次のいずれか1つ ・建築物の確認済証の写 ・検査済証の写 ・建築士等が発行する増改築等工事証明書の写 ・工事施工者が発行する増改築等工事完了届(工事費用が100万円以下のときに限ります) ⑤必要があるときご提出をお願いする書類 領収証等</td> </tr> </tbody> </table>		新築・購入	増改築等	取得前払出	①住宅の建設工事請負契約書の写 または 住宅の売買契約書の写	①住宅の増改築等に係る工事の請負契約書	取得後払出	①住宅の建設工事請負契約書の写 または 住宅の売買契約書の写 (取得前払出で提出されている場合は不要です。) ②住宅の登記簿謄本または抄本あるいは登記事項証明書の写 ③住民票の写し(コピー不可) または 住民票記載事項証明書 ④必要があるときご提出をお願いする書類 領収証等 耐震基準適合証明書の写	①住宅の増改築等に係る工事の請負契約書 (取得前払出で提出されている場合は不要です。) ②住宅の登記簿謄本または抄本あるいは登記事項証明書の写 ③住民票の写し(コピー不可) または 住民票記載事項証明書 ④次のいずれか1つ ・建築物の確認済証の写 ・検査済証の写 ・建築士等が発行する増改築等工事証明書の写 ・工事施工者が発行する増改築等工事完了届(工事費用が100万円以下のときに限ります) ⑤必要があるときご提出をお願いする書類 領収証等
	新築・購入	増改築等									
取得前払出	①住宅の建設工事請負契約書の写 または 住宅の売買契約書の写	①住宅の増改築等に係る工事の請負契約書									
取得後払出	①住宅の建設工事請負契約書の写 または 住宅の売買契約書の写 (取得前払出で提出されている場合は不要です。) ②住宅の登記簿謄本または抄本あるいは登記事項証明書の写 ③住民票の写し(コピー不可) または 住民票記載事項証明書 ④必要があるときご提出をお願いする書類 領収証等 耐震基準適合証明書の写	①住宅の増改築等に係る工事の請負契約書 (取得前払出で提出されている場合は不要です。) ②住宅の登記簿謄本または抄本あるいは登記事項証明書の写 ③住民票の写し(コピー不可) または 住民票記載事項証明書 ④次のいずれか1つ ・建築物の確認済証の写 ・検査済証の写 ・建築士等が発行する増改築等工事証明書の写 ・工事施工者が発行する増改築等工事完了届(工事費用が100万円以下のときに限ります) ⑤必要があるときご提出をお願いする書類 領収証等									

6	<p>残高を確認する方法を教えてください。</p>	<p>半年に一度お送りしております「財産形成信託のお知らせ」(※1)・「財産形成貯蓄明細のお知らせ」(※2)にてご確認ください。</p> <p>財形ダイレクトご契約の方は以下の方法にてご確認ください。</p> <p>インターネットバンキング ⇒ 当社ホームページよりログインください</p> <p>※財形ダイレクトは当社とご契約をいただいている事業主様が対象となります。</p> <p>※1 勤務先番号が 5 桁の数字のみのご加入者様向け</p> <p>※2 事業主番号が数字とアルファベットのご加入者様向け</p>
7	<p>退職することになりました。再就職先で財形貯蓄を継続したいのですが手続き方法を教えてください。</p>	<p>財形貯蓄は以前のお勤め先を退職後 2 年以内に継続手続きをとれば転職先でも積立を継続できます。その手続きは再就職先で当社の財形貯蓄の取扱有無により、それぞれ以下ようになります。</p> <p>①再就職先で三井住友信託銀行の取扱がある場合 「勤務先異動申告書(兼変更届)」を新たなお勤め先を通して当社へご提出いただくことでご継続いただけます。</p> <p>②再就職先で三井住友信託銀行の取扱がない場合 「財産形成貯蓄継続申込書」などを新たなお勤め先を通して新取扱金融機関へ提出していただき、新取扱金融機関からの依頼に基づき当社の財形貯蓄は解約され新取扱金融機関の指定口座に振り込まれます。その後、新取扱金融機関での積立が始まります。</p>
8	<p>積立中断期間について教えてください。(住宅財形・年金財形)</p>	<p>中断期間は 2 年以内となります。</p> <p>非課税契約の場合、中断期間が2年経過してしまうと課税契約となります。</p> <p>課税扱いになると財形住宅(年金)貯蓄は非課税には戻りません。課税扱いでの積立を続け、残高を増やしていくことはできません。</p>
9	<p>年金財形を受け取っていますが、確定申告は必要ですか。</p>	<p>必要ありません。公的年金や個人年金保険等と異なり、年金財形貯蓄は利子所得となりますので、非課税・課税いずれの場合もお客様による確定申告及び納税手続きは一切不要です。</p>

10	海外転勤・帰国時の手続きは、どうしたらよいですか。	<p>■ 出国の場合</p> <p>住宅財形、年金財形については、加入者が海外勤務(1年以上の出国で非居住者となる場合)となる場合、 ①雇用契約が続いていること、②賃金の全部または、一部が国内で支払われていること、を条件に「海外勤務者の財産形成貯蓄非課税住宅(年金)継続適用申告書」を出国日までに提出することで7年間は非課税措置が継続されます。ただし、この間、新たな積立はできません。</p> <p>一般財形については、海外勤務後も引き続き積立ができます。(国内支払賃金に限ります)</p> <p>■ 帰国の場合</p> <p>海外勤務者が同一のお勤め先で国内勤務となった場合、2カ月以内に「海外勤務者の財産形成非課税住宅貯蓄国内申告書」「海外勤務者の財産形成非課税年金貯蓄特別国内勤務申告書」を提出することにより、住宅財形、年金財形は、引き続き非課税扱いが受けられることがあります。</p> <p>※租税条約締結国への非居住者としての出国であれば、任意ではありますが、「租税条約に関する届出書」をお勤め先を通して取扱金融機関へご提出いただくことにより、軽減税率が適用されます。</p>
11	財形貯蓄の残高が非課税限度額を超えた場合どうなるか。非課税限度額超過が見込まれる場合はどうしたらよいか。	<p>貯蓄残高が非課税限度額(年金財形と住宅財形あわせて元利合計550万円まで)を超えると、その後に生ずるすべての利息(収益金)は課税扱い(※)となり、以降は課税契約となります。</p> <p>非課税限度額超過が見込まれる場合、非課税限度額の引き上げが可能であれば、お勤め先経由で事前に手続きを行ってください。また積立額の減額、若しくは2年以内の積立中断をご検討ください。</p> <p>(※)[課税扱いについて]東日本大震災の復興特別所得税の付加により、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の源泉分離課税です。</p>
12	「財産形成貯蓄のお知らせ(旧住友信託分)」の「住宅財形・年金財形非課税申告額超過見込明細」欄の見方を教えて欲しい。	<p>「財形非課税限度額管理資料」をご覧ください。</p>